

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付要綱

(給付の目的)

第1条 肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、農業者の経営の継続と安定化を図るため、この要綱に基づき、予算の範囲内において、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金を支給する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1)「農業経営体」とは、自ら農産物の生産を行っており、農産物販売金額が年間50万円以上の農業を営む者をいう。
- (2)「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3)「肥料費」とは、作物の生育を促進するための肥料の購入費用とする。
- (4)「生産性向上に取り組む意思を有する」とは、県が定めた「生産性向上チェックシート」に記載の取組メニューの中から、今後1つ以上に取り組むものとする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす農業経営体または認定新規就農者とする。

- (1)千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人（法人税法別表第1に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2)申請日時点において千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。
- (3)申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。
- (4)農業を営むに当たって関連する法令等を遵守していること。

2 前項の規定にかかわらず、給付金の支給を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、支給の対象とならない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団

対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為 (イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。) をした者 (継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方 (法人その他の団体にあつては、その役員等) が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 給付金の目的に照らして支給が適当でないとして知事が判断する者

(給付金の算定方法)

第4条 農業者ごとの給付金の額の算定は、令和7年の肥料費から令和3年の肥料費を減じた額に2分の1を乗じた額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 第1項で規定する令和7年の肥料費については、それぞれ次の書類等で確認できる肥料費の合計額とする。

(1) 農業経営体 (個人事業主)

令和7年分収支内訳書又は所得税青色申告決算書

(2) 農業経営体 (法人)

直近の決算書類

3 第1項で規定する令和3年の肥料費については、令和7年の肥料費に価格高騰率として0.77を乗じた額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、令和7年途中から令和8年にかけて就農した認定新規就農者については、就農から1年を経過する日の前日又は令和8年6月30日のいずれか早い日までに発行された領収書等で確認できる肥料費の合計額とすることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、給付金の支給は、1支給対象者につき1回限りとし、給付金の額は10万円を限度とする。

(予算上限の適用)

第5条 第4条の規定により算定された給付金の額の総計が予算の上限額を超える場合には、各支給対象者に対する支給額を上限予算に基づき比例配分するものとする。

(申請手続等)

第6条 給付金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、給付申請書兼請求書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(給付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。なお、知事は、給付決定に関して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による給付金の給付決定の通知を受けた場合において、給付金の支給の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、給付金申請取
下書(様式第3号)により、知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る給付金の給付決定はなかったものとみなす。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第9条 申請者は、第6条に規定する書類に係る帳簿及び証拠書類を、事業の日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 申請者が、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
 - (3) 申請者が、第3条第2項に該当する者であることが判明したとき。
- 2 申請者は、前項の規定により給付決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられるものとする。
 - 4 申請者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(検査及び報告)

- 第11条 知事は、給付金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- 2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年8月5日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年2月18日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年5月22日から施行する。